平成２６年（フ）第１３２１号
福岡市南区弥永団地60番302号
債務者　白鳥　美英
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３２２号
福岡市東区多の津４丁目16番５―410号
債務者　石井　寛孝
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３２５号
福岡県大野城市筒井１丁目９番10号　302号
債務者　元山　美加
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３２７号
福岡市東区八田４丁目４番7743号
債務者　交野こずえ（旧姓樺木野）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３２８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4999番地　サンティール篠栗102号
債務者　上野　浩正
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３７号
福岡市南区井尻５丁目18番８号
債務者　中原　正行
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央１丁目１番８号　ニューハイツ早見Ｂ―102号
債務者　大庭恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４１号
福岡県大牟田市中友町３番地10　シルバーハウス５号
債務者　中野美津子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２００号
仙台市宮城野区福室６丁目13番12号　大泉コーポ103、従前の住所宮城県多賀城市大代３丁目７番23号
債務者　三浦　克仁
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４９８号
仙台市青葉区栗生１丁目８番地の６　渡幸ベルメゾンＤｏｇ＆ＣａｔⅡ―201
債務者　我妻　功一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０１号
仙台市青葉区宮町１丁目１番26―105号
債務者　佐藤みえ子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
茨城県那珂郡東海村東海２丁目５番25号　コーポ水戸Ｂ棟202号
債務者　小泉　　與
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２７９号
茨城県笠間市鯉淵6273番地76
債務者　川原井　勉
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９０号
茨城県ひたちなか市大字津田2031番地の35
債務者　赤城　信昭
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９７号
長野県上高井郡高山村大字高井4417番地
債務者　牧　　貴弘
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
長野市大字東和田766番地10
債務者　袖山　　睦
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
兵庫県姫路市城北本町10番21―402号　セントポーリア、従前の住所兵庫県姫路市東辻井３丁目３番24号
債務者　大西　佳人
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部